

筑紫野市告示第 155 号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項第2号イの規定に基づき、騒音に係る環境基準類型を当てはめる地域を次のように変更し、この告示の日から施行する。

平成27年10月1日

筑紫野市長 藤田陽



地域の類型	当てはめる地域
A	騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき、筑紫野市長が指定する地域（以下「指定地域」という。）のうち、同法第4条第1項の規定に基づき、筑紫野市長が定める時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準（以下「規制基準」という。）により第1種区域に区分された地域
B	指定地域のうち、規制基準により第2種区域に区分された地域
C	指定地域のうち、規制基準により第3種区域及び第4種区域に区分された地域

※ 指定地域の変更がある際は、その変更に準じるものとする。

※ 騒音に係る環境基準は、政府が定めるものによる。